

狛江市災害医療コーディネーターの設置について

1 設置の目的

市内で震災等の大規模災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ適切に提供されるよう、市長が医療資源を把握し、医療救護活動を統括し、指揮するために必要な助言及び調整を得るため、狛江市災害医療コーディネーターを設置する。

2 職務

- (1) 市内全域の災害医療に関する情報の集約に関すること。
- (2) 医療救護班（医療及び歯科）の活動に関すること。
- (3) 医療救護所の運営に関すること。
- (4) 医薬品の確保に関すること。
- (5) 医療資器材等の確保に関すること。
- (6) 傷病者の入所先医療機関の確保に関すること。
- (7) 東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (8) 災害派遣医療チーム及び日本医師会災害医療チーム並びに他道府県からの医療ボランティアの受入調整に関すること。
- (9) その他災害医療に関すること。

3 設置日（委嘱日）

平成30年4月1日

4 狛江市災害医療コーディネーター

- (1) 公益社団法人狛江市医師会が推薦する医師
原 章彦（ファミリークリニックはら 院長）
片山 隆司（かたやま内科クリニック 院長）
吉川 哲矢（すまる在宅クリニック 院長）
- (2) 一般社団法人東京都狛江市歯科医師会が推薦する歯科医師
名古屋 浩章（和泉歯科医院 院長）
花井 浩（花井歯科医院 院長）
津江 明伸（津江歯科医院 院長）
- (3) 一般社団法人狛江市薬剤師会が推薦する薬剤師
山村 拓郎（サンヨー堂薬局）
伊東 伸夫（いとう調剤薬局上和泉店）
大塚 洋（大塚薬局）

※任期：平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

狛江市災害医療コーディネーター 行動指針

平成30年3月
狛 江 市

目次

I. 狛江市災害医療コーディネーターの設置にあたって

- 1. 狛江市災害医療コーディネーター行動指針について 1 ページ
- 2. 市災害医療コーディネーターについて 1 ページ

II. 各災害医療コーディネーターの役割について

- 1. 東京都災害医療コーディネーター 2 ページ
- 2. 地域災害医療コーディネーター 2 ページ
- 3. 市災害医療コーディネーター 2 ページ
- 4. 市災害医療コーディネーターの主な職務（準備編） 4 ページ

III. 災害時における市災害医療コーディネーターの対応プロセス

- 1. 各フェーズの実施事項及び各区分の想定期間と状況 5 ページ
- 2. 被害情報の収集・報告・助言 6 ページ
- 3. 応援要請について 7 ページ
- 4. 医療救護活動について 9 ページ
- （参考）医療救護班等の活動 11 ページ
- 5. 保健衛生体制の構築 12 ページ
- 6. 災害薬事センターの設置 14 ページ

IV. 資料

- 狛江市災害医療コーディネーター創設検討委員会の経緯 16 ページ
- 市災害医療コーディネーターの報酬及び公務災害補償 16 ページ
- 市災害医療コーディネーター関連例規 17 ページ
- 狛江市災害医療コーディネーター設置規則 17 ページ
- 狛江市災害医療コーディネーター運営委員会の設置及び運営に関する要綱 19 ページ

I. 狛江市災害医療コーディネーターの設置にあたって

1. 狛江市災害医療コーディネーター行動指針について

狛江市災害医療コーディネーター行動指針は、狛江市災害医療コーディネーター（以下「市災害医療コーディネーター」という。）が大規模地震又はこれに準じる大災害が発生した場合の行動指針についてまとめたものである。5ページの各フェーズの実施内容に基づき、次ページから、各フェーズにおける市災害医療コーディネーターの職務内容を掲載している。

なお、本指針においては、市災害医療コーディネーターだけでなく他の機関の役割も合わせて掲載している。

2. 市災害医療コーディネーターについて

狛江市内において震災等の大規模災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ適切に提供されるよう医療資源を把握し、医療救護活動を統括し、指揮するために必要な調整および助言を得るため、市災害医療コーディネーターを設置する。

市災害医療コーディネーターの選出にあたっては、狛江市災害医療コーディネーター設置規則に基づき、狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会（以下「三師会」という。）より推薦を受け、市長が委嘱する。

Ⅱ. 各災害医療コーディネーターの役割について

1. 東京都災害医療コーディネーター

都内全域医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う。

-主な役割

- (1) 東京DMA Tや医療救護班の効果的な配分に対して医学的な助言を行う。
- (2) 平時から、東京都の災害医療対策に対して医学的な助言を行う。

2. 地域災害医療コーディネーター

広域基幹災害医療センター及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏対策拠点を設置して、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏域内の統括・調整を行う。狛江市の二次保健医療圏は、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市及び狛江市で構成される北多摩南部医療圏となる。

-主な役割

- (1) 圏域内の医療情報を集約・一元化し、医療救護活動を統括・調整する。
- (2) 平時から、圏域内の医療連携体制に対する医学的助言を行う。
- (3) 災害医療図上訓練等の開催を通して、二次保健医療圏の連携体制を構築する。

3. 市災害医療コーディネーター

市災害医療コーディネーターは、狛江市内の大規模災害発生時における災害医療に関する調整および医学的助言を市長に行うことを職務とする。身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職の公務員であり、有事の際には、災害対策本部へ助言を行う。災害対策本部付けの特別職と位置づける。

なお、狛江市災害医療コーディネーター設置規則第7条第1項に基づき、人命に関わる特段の緊急を要する場合は、自身の判断において、職務を行使することができる。

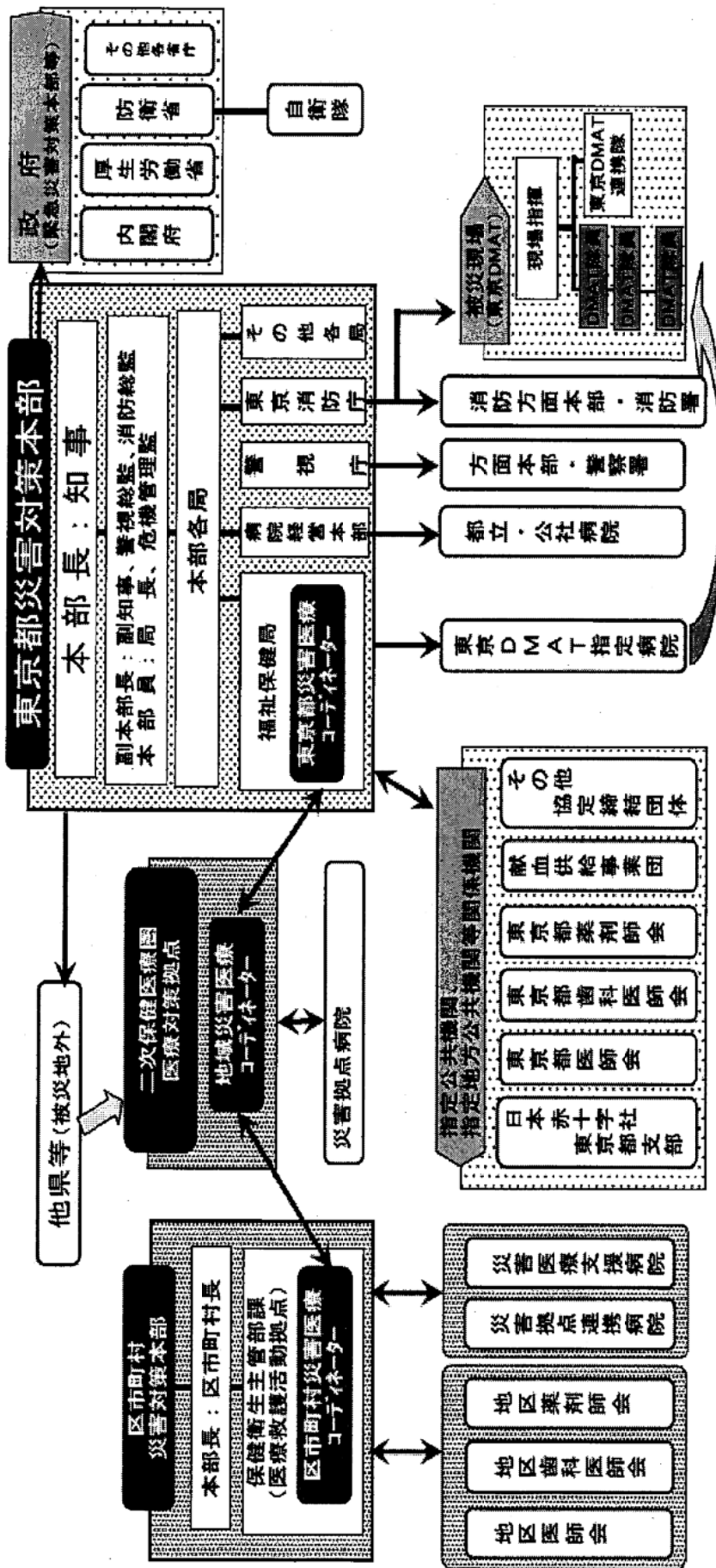
-主な役割

- (1) 市内全域の災害医療に関する情報の集約に関すること
- (2) 医療救護班（医療及び歯科）の活動に関すること 等

<参集>

市災害医療コーディネーターは、次の各号のいずれかの場合に、あいとびあセンター又は狛江市防災センターに参集する。

- (1) 大規模災害発生時
- (2) 市内で震度6弱以上の地震が観測された場合



災害時連携体制 (全体図)

4. 市災害医療コーディネーターの主な職務（準備編）

職務内容	対応者	関連P
(1) 市内全域の災害医療に関する情報の集約に関すること。	医師・歯科医師・薬剤師	P6
(2) 医療救護班（医療及び歯科）の活動に関すること。	医師・歯科医師	P9
(3) 医療救護所の設置及び運営に関すること。	医師・歯科医師・薬剤師	P9
(4) 医薬品の確保に関すること。	薬剤師	P14
(5) 医療資器材等の確保に関すること。	薬剤師	P14
(6) 傷病者の収容先医療機関の確保に関すること。	医師・歯科医師・薬剤師	P12
(7) 東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。	医師・歯科医師・薬剤師	P6
(8) 災害派遣医療チーム及び日本医師会災害医療チーム並びに他道府県からの医療ボランティアの受入調整に関すること。	医師・歯科医師・薬剤師	P6
(9) その他災害医療に関すること。	医師・歯科医師・薬剤師	—

Ⅲ. 災害時における狛江市災害医療コーディネーターの対応プロセス

1. 各フェーズの実施事項及び各区分の想定期間と状況

区分	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
想定期間	発災～6時間	72時間まで	一週間程度まで	1週間～1ヶ月程度まで	3ヶ月程度まで	3ヶ月程度
			被害情報の収集・報告・助言			
			医療救護活動について			
			保健衛生体制の構築			
			災害薬学センターの設置			
	応援要請					
状況	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出援助活動が開始される状況	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

2. 被害情報の収集・報告・助言

〈市災害医療コーディネーター〉

- ・市と連携し、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況を把握し、関係機関で情報共有するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- ・市内の医療救護活動方針を地域災害医療コーディネーターに情報提供する。
- ・傷病者の受け入れについて、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院と調整を行う。
- ・三師会会員からの情報提供等により被害状況の把握に努め、市に情報提供を行う。
- ・市に対し医療救護活動に関する助言を行う。

〈市（福祉保健部）〉

- ・狛江市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- ・医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知するとともに、市民に対する相談窓口を設置し、医療情報の提供や医療相談に対応する。

〈狛江市医師会〉 〈狛江市歯科医師会〉 〈狛江市薬剤師会〉

- ・会員からの情報提供等により被害状況等の把握に努め、市に情報提供を行う。

〈都（福祉保健局）〉

- ・市、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会など関係機関と連携し、都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集する。
- ・都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、都災害医療コーディネーターと情報共有する。
- ・医療機関の被害状況及び活動状況等を市と情報共有する。
- ・各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。

3. 応援要請について

〈市災害医療コーディネーター〉

- ・医療救護体制が不足する場合には、地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都（福祉保健局）その他関係機関に対し応援要請をする。
- ・医療救護班（医療及び歯科）等の派遣要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、それぞれ医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を編成・派遣の上、医療救護所等における医療救護に従事させる。
- ・市単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、協定の締結先の自治体（世田谷区や調布市等）に保健活動班の派遣を要請する。都への医療チームの派遣要請に当たっては、主な活動の種別・必要チーム数・参集場所・活動場所・活動予定時間などを伝える。
- ・派遣された医療チームの参集状況や活動状況について、都地域災害医療コーディネーターに報告する。

〈市（総務部・福祉保健部）〉

- ・市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。
- ・三師会に対して、協定に基づき、医療救護活動等の実施を要請する。
- ・医療救護班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。
- ・必要に応じて近隣の市区、災害時応援協定締結先の自治体等に応援を求める。
- ・医療救護体制が不足する場合には、都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都（福祉保健局）その他関係機関に対し応援を要請する。

〈狛江市医師会〉 〈狛江市歯科医師会〉 〈狛江市薬剤師会〉

- ・積極的に医療救護活動等に協力する。
- ・市から医療救護班等の派遣要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、それぞれ医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を編成・派遣し、医療救護所等における医療救護に従事する。

《狛江消防署》

- ・署所に仮救護所を設置し、災害時支援ボランティア等と連携し、傷病者の救急処置やその他応急救護上必要な措置をとる。
- ・市から医療救護所の救護活動に関する要請があり、消防力に余裕がある場合は、救急隊等を派遣し、傷病者の応急処置や災害拠点病院等への搬送を支援する。
- ・東京DMATが派遣される場合には、連携して活動を行う。

《都（福祉保健局）》

- ・都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整する。
- ・都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整する。
- ・都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。
- ・都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市を支援する。
- ・医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。
- ・東京DMAT、都医療救護班等を派遣する。

4. 医療救護活動について

〈市災害医療コーディネーター〉

- ・市と連携し、医療救護活動班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。
- ・医療救護所及び医療救護活動拠点における負傷者の搬送手段について、都地域災害医療コーディネーターと調整する。
- ・医療救護所及び医療救護活動拠点の閉鎖時期を、都地域災害医療コーディネーターと調整する。

〈市（福祉保健部）〉

- ・協定に基づき、被災直後の超急性期において、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院の施設や用地等に緊急医療救護所を設置し、運営する。
- ・避難所等に医療救護所を設置する。医療救護所を設置する場所は、避難所、福祉避難所、医療機関及び災害現場とし、状況に合わせて設置するものとする。
- ・急性期以降は、医療救護活動拠点をあいとぴあセンターに設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。
- ・医師会等の協力を得て、避難所等において定点・巡回診療を実施する。
- ・搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じて、被災現場から医療救護所までの搬送を車両等により行う。
- ・必要に応じて、協定の締結先である自動車運送事業者等に対して、傷病者等の搬送を要請する。

〈都（福祉保健局）〉

- ・相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。
- ・基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。
- ・協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施する。
- ・災害拠点病院の対応能力だけでは不足する場合に、都は九都県市災害時相互応援協定（平成22年4月）及び首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月）に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請する。

〈市（福祉保健部等）〉 〈都（福祉保健局）〉

- ・東京消防庁等の関係機関と連携し、傷病者等の災害拠点病院等への搬送を車両等により行う。

《狛江消防署》

- ・可能な範囲で救急隊を派遣し、傷病者の応急処置や災害拠点病院等への搬送を行う。
- ・原則として、被災現場等から医療機関へのあらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し、搬送を行う。

《調布警察署》 《自衛隊》

- ・ヘリコプター等を活用し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。

《市（福祉保健部等）》 《都（福祉保健局）》

- ・市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。
なお、医療スタッフは必要に応じて自ら災害現場へ向かう。
- ・必要に応じて、協定の締結先である自動車運送事業者等に対して、医療スタッフ等の搬送を要請する。
- ・都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

(参考) 医療救護班等の活動

【地区医療救護班の編成・派遣】

区市町村は、地区医師会に対して、地区医療救護班の編成・派遣を要請します。地区医療救護班は、医療救護所を中心に区市町村が定める医療救護活動を行います。

この医療救護活動班には、トリアージ及び傷病者に対する応急処置、助産救護、死亡の確認（状況に応じて、遺体の検案に協力）などがあります。

【地区歯科医療救護班の活動】

区市町村は、地区歯科医師会に対して、地区歯科医療救護班の編成・派遣を要請します。地区歯科医療救護班は、医療救護所を中心に区市町村が定める歯科医療救護活動を行います。

この歯科医療救護活動には、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置又は歯科医療の提供、トリアージの協力、検視・検案に際しての法歯学上の協力などがあります。

【地区薬剤師班の活動】

区市町村は、地区薬剤師会に対して、地区薬剤師会の編成・派遣を要請します。地区薬剤師班は、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）などで、区市町村が定める救護活動を行います。

この救護活動には、医療救護所における調剤及び服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・配分・管理、トリアージの協力などがあります。

出典：東京都福祉保健局「災害時医療救護活動ガイドライン」

5. 保健衛生体制の構築

〈市災害医療コーディネーター〉

- ・医療救護活動拠点をあいとぴあセンターに設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。
- ・医師会等の協力を得て、避難所及び福祉避難所において定点・巡回診療を実施する。
- ・巡回健康相談等を行うため、ボランティアや関係機関等の協力を得ながら、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所及び福祉避難所に派遣する。
- ・精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるように努める。
- ・在宅難病患者の状況把握に努める。
- ・都及び医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行う。
- ・避難所における感染症発生状況の把握に努める。

〈市（総務部・福祉保健部）〉〈都（福祉保健局）〉

- ・巡回健康相談等を行うため、ボランティアや関係機関等の協力を得ながら、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- ・保健活動班は、防疫班等と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- ・保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- ・市単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、協定の締結先の自治体に保健活動班の派遣を要請する。
- ・避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握するとともに、保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。
- ・市における保健活動班の活動及び市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。
- ・環境衛生指導班及び食品衛生指導班を必要に応じて編成する。
- ・関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。
- ・市からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災市区町村や他県等に保健活動班の派遣を要請する。

《市（福祉保健部）》 《都（福祉保健局）》

- ・必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- ・市が編成する保健活動班は、都が編成する巡回精神相談チームと連携をとり、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野においたところの健康に関する相談を行う。
- ・精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

《市（福祉保健部）》 《多摩府中保健所》

- ・市及び保健所は、在宅難病患者の状況把握に努める。

《市（福祉保健部）》

- ・在宅難病者の搬送等について、必要に応じて、都に支援を要請する。
- ・市からの要請に応じ、医療機関及び他自治体等と連携し、在宅難病者の搬送及び救護体制の支援に努める。
- ・人工呼吸器使用者及びその家族や支援者に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- ・在宅療養の継続や避難等に際し、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。
- ・都及び医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行う。
- ・被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力を要請する。
- ・協定先（狛江市獣医師会）に対して動物救護活動の支援を要請する。

《都（福祉保健局）》

- ・日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- ・被災状況に応じて、水、医薬品等の供給、患者搬送について、関係機関（市や消防等）と調整する。
- ・他自治体への支援要請について、必要な調整を図る。
- ・負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
- ・関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。
- ・市からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他地方公共団体等との調整に努める。

6. 災害薬事センターの設置

〈市災害医療コーディネーター〉

- ・市、災害薬事コーディネーター（検討中）と連携し、医療救護所や避難所及び福祉避難所への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を速やかに設置する。
- ・災害薬事センターでは、医療救護班や巡回医療チーム等への医薬品の供給、薬剤師班の受入れを行うほか、医薬品等の発注・供給管理、薬剤師班活動の調整、薬事関係者の情報収集・調整を行う。
- ・薬剤師会と連携し、救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等を実施する。
- ・薬剤師班に関する支援要請等を実施する。
- ・病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者の調整を実施する。
- ・災害薬事センターの管理・運営に協力し、医薬品の仕分け・管理を行う。

〈市（福祉保健部）〉〈狛江市薬剤師会〉

- ・狛江市薬剤師会と連携して、薬剤師班や医療救護所や避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。
- ・災害薬事センターのセンター長は、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、都災害医療コーディネーターの業務に協力する。
- ・災害薬事センターの管理・運営に協力し、医薬品の仕分け・管理を行う。

〈市（福祉保健部）〉

- ・三師会と協議のうえ、医療救護所や避難所等において、発災直後は市の備蓄を使用するとともに、狛江市薬剤師会と協議のうえ、薬局等の在庫医薬品の提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供給するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供給要請の前に卸売販売業者からの調達を行う）。
- ・備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所等への搬送を行う。
- ・備蓄及び狛江市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、狛江市薬剤師会と協議のうえ、災害薬事センターで医療救護所及び避難所で必要な医薬品等を取りまとめて、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都（福祉保健局）へ調達を要請する。
- ・狛江市医師会（医療救護班）が使用する災害備蓄医薬品等の搬送を行う。
- ・血液製剤の供給について必要と認めた場合は、都に供給要請を行う。

《狛江市医師会》《狛江市薬剤師会》

・狛江市医師会（医療救護班）は、原則として市が備蓄している災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品を使用するものとし、この場合に使用する消耗資器（機）材については、後日市に費用を請求するものとする。

・狛江市薬剤師会は、会員薬局等の在庫医薬品の情報収集を行うとともに、市からの要請に基づき、又は必要に応じて、会員薬局等の在庫医薬品を医療救護所等へ提供する。この場合に使用する消耗資器（機）材については、後日市に費用を請求するものとする。

《都（福祉保健局）》

・市から要請があった場合、市に代わって医薬品等を調達する。また、調達を円滑に行うため、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。

・市から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認められた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日本赤十字社東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。

《医薬品等の卸売販売業者》

・市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は災害薬事センターへ納品する。

《災害拠点病院（東京慈恵会医科大学附属第三病院）》

・使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し、適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

《災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局》

・使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

IV. 資料

○狛江市災害医療コーディネーター創設検討委員会の経緯

会議名	開催日	実施内容
第1回狛江市災害医療コーディネーター創設検討委員会	平成29年6月23日	災害医療コーディネーターの役割に関する認識合わせ
第2回狛江市災害医療コーディネーター創設検討委員会	平成29年10月6日	災害医療コーディネーター行動指針案の検討
第3回狛江市災害医療コーディネーター創設検討委員会	平成30年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーター行動指針案の作成 ・各要綱の検討 ・災害医療コーディネーターの選出

○市災害医療コーディネーターの報酬及び公務災害補償

<報酬>

「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める額とする。

職名	報酬額
市災害医療コーディネーター	狛江市災害医療コーディネーター運営委員会 1回 12,300円
	医療救護活動のための出勤 1回(3時間) 22,800円
	1回の医療救護活動が3時間を越える場合の当該超える時間に係る1時間当たりの額 7,550円
	合同訓練参加のための出勤 1回(3時間) 19,100円
	1回の合同訓練参加時間が3時間を越える場合の当該超える時間に係る1時間当たりの額 6,340円

※「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」をもとに単価設定

<公務災害補償>

「非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」に定める内容とする。

〇市災害医療コーディネーター関連例規

狛江市災害医療コーディネーター設置規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市内において震災等の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）において、必要とされる医療が迅速かつ適切に提供されるよう、市長が医療資源を把握し、医療救護活動を統括し、指揮するために必要な助言及び調整を得るため、狛江市災害医療コーディネーター（以下「市コーディネーター」という。）を設置し、その運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 市コーディネーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第3条 市コーディネーターは、市内の大規模災害発生時における災害医療に関し、次の各号に掲げる内容について、助言及び調整を行う。

- (1) 市内全域の災害医療に関する情報の集約に関すること。
- (2) 医療救護班（医療及び歯科）の活動に関すること。
- (3) 医療救護所の設置及び運営に関すること。
- (4) 医薬品の確保に関すること。
- (5) 医療資器材等の確保に関すること。
- (6) 傷病者の収容先医療機関の確保に関すること。
- (7) 東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (8) 災害派遣医療チーム及び日本医師会災害医療チーム並びに他道府県からの医療ボランティアの受入調整に関すること。
- (9) その他災害医療に関すること。

(委嘱)

第4条 市コーディネーターは、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公益社団法人狛江市医師会（以下「医師会」という。）が推薦する医師 3名以内
- (2) 一般社団法人東京都狛江市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が推薦する歯科医師 3名以内
- (3) 一般社団法人狛江市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が推薦する薬剤師 3名以内

(任期)

第5条 市コーディネーターの任期は、委嘱した日から委嘱した日の属する年度の翌年度までとし、再任を妨げない。ただし、市コーディネーターに欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参集)

第6条 市コーディネーターは、大規模災害発生時に、狛江市地域防災計画に基づき設置される医療救護活動拠点（以下「医療救護活動拠点」という。）に参集する。

2 前項の規定にかかわらず、市コーディネーターは、市内で震度6弱以上の地震が観測された場合は、医療救護活動拠点に参集する。

(指揮命令、協力及び連携)

第7条 市コーディネーターは、市長の要請に基づき、第3条に定める職務を遂行する。ただし、人命に関わる特段の緊急を要する場合は、自身の判断において、職務を行使することができる。

2 市コーディネーターは、行使した職務の内容及び発言において、故意又は悪意に基づく過失がある場合を除き、その責を問われない。

3 市コーディネーターは、第3条に定める内容の役割を状況に応じて分担し、協力しながら職務を遂行する。ただし、第3条第2号に定める内容は、医師会及び歯科医師会から選出された市コーディネーターが中心となり職務を遂行し、第3条第4号及び第5号に定める内容は、薬剤師会から選出された市コーディネーターが中心となり職務を遂行する。

4 市コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーターおよび東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、職務を遂行する。

(訓練等への参加)

第8条 市コーディネーターは、第3条に掲げる職務を遂行するため、次の各号に掲げる訓練等に参加する。

(1) 東京慈恵会医科大学附属第三病院緊急医療救護所設置訓練

(2) 狛江市福祉保健部長が指定した訓練等

(報酬)

第9条 市長は、市コーディネーターが第6条の規定により参集した場合又は前条に規定する合同訓練等に参加した場合における報酬及び費用弁償については、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）に定めるところによる。

(公務災害補償等)

第10条 市コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第15号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、市コーディネーターの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

狛江市災害医療コーディネーター運営委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市災害医療コーディネーター設置規則（以下「規則」という。）に基づき委嘱される狛江市災害医療コーディネーター（以下「市コーディネーター」という。）に関する必要事項の決定並びに市及び市コーディネーター間の情報共有を推進するため、狛江市災害医療コーディネーター運営委員会（以下「委員会」とする。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市コーディネーターの運営及び調整に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、11人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市コーディネーター 9人以内
- (2) 市職員 2人以内
- (3) その他

(任期)

第4条 委員の任期は、規則に定める市コーディネーターの任期に準ずるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。